定　款

使用済燃料再処理・廃炉推進機構

第１章　総則

（目的）
第１条　本機構は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等の実施の業務及び円滑かつ着実な廃炉の推進に関する業務を行うことにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ることを目的とする。

（名称）
第２条　本機構は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成１７年法律第４８号。以下「法」という。）により設立し、使用済燃料再処理・廃炉推進機構（英文名称をNuclear Reprocessing and Decommissioning facilitation Organization of Japan）と称する。

（事務所の所在地）
第３条　本機構は、主たる事務所を青森県に置く。
２　本機構は、従たる事務所を東京都に置く。
３　本機構は、必要な土地に従たる事務所を置くことができる。

（用語）
第４条　本定款において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第２章　運営委員会

（運営委員会の設置）
第５条　本機構に、運営委員会を置く。

（運営委員会の権限）
第６条　次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経ることとする。
一　定款の変更
二　業務方法書の作成又は変更
三　使用済燃料再処理等実施中期計画の作成又は変更
四　廃炉推進業務中期計画の作成又は変更
五　廃炉実施計画の確認
六　予算、事業計画及び資金計画の作成又は変更
七　決算

八　法第５条第２項に規定する再処理等拠出金単価
九　法第１１条第２項に規定する廃炉拠出金年度総額及び拠出金率
十　その他運営委員会が特に必要と認める事項

（運営委員会の組織）
第７条　運営委員会は、委員１０人以内並びに本機構の理事長、副理事長及び理事をもって組織する。
２　運営委員会に委員長１人を置き、委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。
３　委員長は、運営委員会の会務を総理する。
４　運営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておくものとする。

（委員の任命）
第８条　委員は、使用済燃料の再処理等、廃炉、電気事業、経済、金融、法律又は会計に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、本機構の理事長が経済産業大臣の認可を受けて任命する。

（委員の任期）
第９条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。

（委員の解任）
第１０条　本機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、経済産業大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。
一　破産手続開始の決定を受けたとき。
二　禁錮以上の刑に処せられたとき。
三　心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
四　職務上の義務違反があるとき。

（運営委員会の議決の方法）
第１１条　運営委員会は、委員長又は第７条第４項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員並びに本機構の理事長、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
２　運営委員会の議事は、出席した委員並びに本機構の理事長、副理事長及び理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

第３章　役員等

（役員）
第１２条　本機構に、役員として、理事長１人、副理事長１人、理事６人以内及び監事１人を置く。

（役員の職務及び権限）
第１３条　理事長は、本機構を代表し、その業務を総理する。
２　副理事長は、理事長の定めるところにより、本機構を代表し、理事長を補佐して本機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
３　理事は、理事長の定めるところにより、本機構を代表し、理事長及び副理事長を補佐して本機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
４　監事は、本機構の業務を監査する。
５　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、運営委員会、理事長又は経済産業大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）
第１４条　理事長及び監事は、経済産業大臣が任命する。
２　副理事長及び理事は、理事長が経済産業大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）
第１５条　役員の任期は、２年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）
第１６条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の解任）
第１７条　経済産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任するものとする。
２　経済産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第１０条各号のいずれかに該当するに至ったとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、第１４条の規定の例により、その役員を解任することができる。

（役員の兼職禁止）
第１８条　役員（非常勤の者を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（監事の兼職禁止）
第１９条　監事は、理事長、副理事長、理事、運営委員会の委員又は本機構の職員を兼ねてはならない。

（代表権の制限）
第２０条　本機構と理事長、副理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が本機構を代表する。

（代理人の選任）
第２１条　理事長は、本機構の職員のうちから、本機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）
第２２条　本機構の職員は、理事長が任命する。

第４章　業務及びその執行

（業務）
第２３条　本機構は、第１条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一　使用済燃料の再処理等を行うこと。
二　再処理等拠出金を収納すること。
三　円滑かつ着実な廃炉の実施を図るために必要な実用発電用原子炉設置者等に対する助言、指導及び勧告を行うこと。
四　廃炉に関する技術の調査、研究及び開発を行うこと。
五　廃炉に必要な設備の調達及び維持管理を行い、並びにこれを実用発電用原子炉設置者等の共用に供すること。
六　廃炉拠出金を収納すること。
七　法第１７条の規定による廃炉の実施に必要な費用に相当する額の支払を行うこと。
八　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）
第２４条　本機構は、経済産業大臣の認可を受けて、原子炉等規制法第４４条の４第１項に規定する再処理事業者その他政令で定める者に対し、前条第１号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）の一部を委託することができる。

（業務の運営）
第２５条　本機構は、第２３条に規定する業務を行うに当たっては、安全の確保を旨としてこれを行うよう努める。

（報告）
第２６条　本機構は、毎事業年度終了後３月以内に、廃炉拠出金の収納及び廃炉の実施に必要な費用に相当する額の支払の状況、助言、指導及び勧告の内容その他の廃炉推進業務の実施の状況について経済産業大臣に報告する。

（業務方法書）
第２７条　本機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、経済産業大臣の認可を受ける。これを変更しようとするときも、同様とする。
２　前項の業務方法書には、第２３条に規定する業務の方法を定めておくものとする。

（報告又は資料の提出の請求）
第２８条　本機構は、その業務を行うため必要があるときは、特定実用発電用原子炉設置者又は実用発電用原子炉設置者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第５章　財務及び会計

（事業年度）
第２９条　本機構の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（予算等の認可）
第３０条　本機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、経済産業大臣の認可を受ける。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第３１条　本機構は、毎事業年度、法及び使用済燃料再処理・廃炉推進機構の財務及び会計に関する省令（平成二十八年経済産業省令第九十三号）の定める経理区分に従い、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（次項及び第３項において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後３月以内に経済産業大臣に提出して、その承認を受ける。

２　本機構は、前項の規定により財務諸表を経済産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付する。

３　本機構は、第１項の規定による経済産業大臣の承認を受けた財務諸表並びに前項の事業報告書及び決算報告書をその事務所に備えて置く。

（剰余金の繰越し）

第３２条　本機構の行う再処理等業務又は廃炉推進業務から生じた剰余金は、当該事業の経費に充てるため、翌年度に繰り越すものとする。

（借入金）

第３３条　本機構は、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

２　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還するものとする。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、経済産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

３　前項ただし書きの規定により借り換えた短期借入金は、１年以内に償還するものとする。

（余裕金の運用）

第３４条　本機構は、次の方法により、業務上の余裕金を運用するものとする。

一　国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の保有

二　経済産業大臣の指定する金融機関への預金

三　金銭信託（元本の損失を補てんする契約があるものに限る。）

（会計規程）

第３５条　本機構は、経済産業大臣の承認を受けて、財務及び会計に関する規程を定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

第６章　雑則

（実施規程）
第３６条　この定款に定めるもののほか、本機構の運営に関し必要な規程は理事長が定める。

（定款の変更）
第３７条　この定款を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受ける。

（公告の方法）
第３８条　本機構の公告は、法令に別の定めがあるものを除き、官報への掲載又は電子公告によって行う。

附則
本定款は、２０２４年４月１日から施行する。